



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社 ア マ ダ
代 表 者 代表取締役社長 岡 本 満 夫
(コード番号 6113 東証・大証各第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 磯 部 任
電 話 番 号 0463-96-1111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 71 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

さらに、経営改革の一環として定款における取締役の定員を削減すると同時に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容及び各条文ごとの変更の理由につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p><u>第8条（株券の発行）</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><削 除></p>	<p>決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、同条を削除するものであります。</p>
<p><u>第9条（株券の種類）</u> <u>当社の株式の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><削 除></p>	<p>上記みなし定款変更に伴い、併せて同条を削除するものであります。</p>
<p><u>第10条（単元未満株主の売渡請求）</u> <u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すこと（買増しという。以下同じ）を当社に請求することができる。</u> ② <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すことができる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p>	<p><u>第8条（単元未満株主の売渡請求）</u> <u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すこと（買増しという。以下同じ）を当社に請求することができる。</u> ② <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すことができる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p>	<p>現行定款第8条及び第9条の削除に伴い、以下、変更案の条数を2条ずつ繰り上げます。 また、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主の文言を削除するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第11条（単元未満株式についての権利）</p> <p>＜条文の記載省略＞</p> <p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付および引換、単元未満株式の買取り・買増し、配当金の支払、届出の受理等株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第9条（単元未満株式についての権利）</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主名簿の文言を削除するものであります。</p> <p>また、決済合理化法の施行により、原則株式に関する手続きについて、株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから、同条第3項の表現を見直すものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第13条（株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料） 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条 く <条文の記載省略></p> <p>第19条</p> <p>第20条（取締役の定員および選任） 当社の取締役は、12名以内とする。 ② 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条 く <条文の記載省略></p>	<p>第11条（株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料） 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 く <現行どおり></p> <p>第17条</p> <p>第18条（取締役の定員および選任） 当社の取締役は、10名以内とする。 ② 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第19条 く <現行どおり></p>	<p>決済合理化法の施行により、株券喪失登録簿の新規の記載または記録の手続きはなくなりますので、削除するものであります。</p> <p>取締役会の更なる活性化を図り、事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うことを目的として、取締役の員数枠を削減するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 ） <条文の記載省略> 第35条</p>	<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第21条 ） <現行どおり> 第33条</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>2. <u>当会社の株券喪失登録簿の記載または記録に際しての手續等は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>3. <u>本付則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</u></p>	<p>事業年度における取締役の経営責任を明確にするとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。</p> <p>また、任期短縮に伴い、任期調整規定は不要となりますので、第2項を削除するものであります。</p> <p>株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、現行定款第12条第3項の該当箇所を付則に移設するものであります。</p> <p>株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、現行定款第13条の該当箇所を付則に移設するものであります。</p> <p>株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、現行定款第13条の該当箇所を付則に移設するものであります。</p>

以 上